平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所 在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会 計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によ らざるを得ない 場合の根拠区 分	/##
登記事項証明書等交付手 数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年1月25日	東京法務局 東京都千代田区九段南 1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手 数料を契約相手方に支払うものであるため、 唯一の契約相手方である法務局と随意契約し たものである。	9,376,500	利用料金 397円/件ほか		-	行政サービスの対価として、証明書 の発行手数料を契約相手方に支払 うものであるため、契約相手方との 随意契約によらざるをえないもので ある。		1
登記事項証明書等交付手 数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年2月22日	東京法務局 東京都千代田区九段南 1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手 数料を契約相手方に支払うものであるため、 唯一の契約相手方である法務局と随意契約し たものである。	10,630,500	10,630,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書 の発行手数料を契約相手方に支払 うものであるため、契約相手方との 随意契約によらざるをえないもので ある。		1
金融情報サービスの利用	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月14日	ブルームバーグ・エル・ ピー 東京都千代田区丸の内 2-4-1	会計規程第25条第1項本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要があり、当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。	11,340,000	11,340,000	100.00%	-	機構が証券化支援事業を実施する にあたり、機構が発行する債券の市 場での取引状況を的確に把握する 必要があり、当該情報の情報提供 者が限られることから、同社と随意 契約したものである。	12	2
金融情報サービスの利用	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月14日	トムソン・ロイター・マー ケッツ株式会社 東京都港区赤坂5-3-1	会計規程第25条第1項本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が発行する債券のうちMBSとSBについては、債券市場から資金を調達している。必要な資金を確実に調達する上では、債券市場における機構の起債運営に対する評価を把握することが必要であり、当該情報の情報提供者が限られること、加えて、引受候補証券会社の評価に際しても、債券全般の引受実績を用いる必要があり、当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。	2,026,080	2,026,080	100.00%	-	機構が発行する債券のうちMBSと SBについては、債券市場から資金 を調達している。必要な資金を確実 に調達する上では、債券市場における機構の起債運営に対する評価を 把握することが必要であり、当該情和 の情報提供者が限られることに加 五て、引受候補証券会社の評価に 際しても、債券全般の引受実績を用 いる必要があり、当該情報の情報提 供者が限られることから、同社と随 意契約したものである。	1:	2
金融情報サービスの利用	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月14日	トムソン・ロイター・マー ケッツ株式会社 東京都港区赤坂5-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サー ビスを受けるものである。 機構が証券化支援事業を実施するにあたり、 機構が発行する債券の市場での取引状況を 的確に把握する必要があり、当該情報の情報 提供者が限られることから、同社と随意契約し たものである。	5,278,770	5,278,770	100.00%	-	機構が証券化支援事業を実施する にあたり、機構が発行する債券の市 場での取引状況を的確に把握する 必要があり、当該情報の情報提供 者が限られることから、同社と随意 契約したものである。	1:	2
事務所賃貸借	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月19日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城 見1-4-35	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務 を継続して実施する必要があることから、同社 と随意契約したものである。	2,730,798	2,730,798	100.00%	-	すでに当該場所を事務所として利用 し、業務を継続して実施する必要が あることから、同社と随意契約したも のである。		5

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所 在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会 計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によ らざるを得ない 場合の根拠区 分	備考
登記事項証明書等交付手 数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月22日	東京法務局 東京都千代田区九段南 1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手 数料を契約相手方に支払うものであるため、 唯一の契約相手方である法務局と随意契約し たものである。	3,420,000	3,420,000	100.00%	_	行政サービスの対価として、証明書 の発行手数料を契約相手方に支払 うものであるため、契約相手方との 随意契約によらざるをえないもので ある。	1	
金融・地域・経済データに 係るデータベース委託	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月25日	デジタルメディア	会計規程第25条第1項本件は、機構の営業推進、事業運営に資する地域別データベースの構築に必要な情報サービスの提供を受けるものである。機構では、平成13年4月以降、企業財務、景気動向、金融市場、マクロ経済全般、産業統計、地域(土地・人口・世帯、就業構造、県民経済計算、所得・労働力調査、事業社数、金融、生活・文化、住宅着工、地価など)の調査分析を、同社から提供されるデータにより行ってきており、継続して蓄積してきた地域別データベースとの連続性を保つため、当該情報を提供することが可能である同社と随意契約したものである。	2,677,500	パッケージ料金 204,750円/月ほ か	100.00%	-	機構では、平成13年4月以降、企業財務、景気動向、金融市場、マクロ経済全般、産業統計、地域の調査分析を、同社から提供されるデータにより行ってきており、継続して書積してきた地域別データベースとの連続性を保つため、当該情報を提供することが可能である同社との随意契約によらざるをえないものである。	12	
事務所清掃	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月25日	中部ビル管理株式会社 石川県金沢市片町2-2- 15	会計規程第25条第1項 契約相手方がビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。	1,762,464	清掃費 139,102円/月 ほか	100.00%	-	契約相手方がビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約によらざるをえないものである。	19	
文書管理システムの保守 管理	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月25日	コクヨS&T株式会社 東京都港区港南1-8-35	会計規程第25条第1項 文書管理システムは、同社のソフトウェアを使 用しており、使用許諾書上、第三者にソフト ウェアの仕組み等を明らかにすることはできな いことから、保守管理を実施することができる のは同社のみであるため、随意契約したもの である。	4,364,619	4,364,619	100.00%	-	本システムは、同社のソフトウェアを使用しており、使用許諾書上、第三者にソフトウェアの仕組み等を明らかにすることはできないことから、保守管理を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。	1	
ALMリスク分析に係る運用 支援業務	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月27日	みずほ第 フィナンシャルテクノロジー株式会社東京都千代田区麹町2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、住宅ローンの期限前償還予測を精緻 化するために平成20年度に構築した新期限 前償還モデル及び当該モデルを用いたキャッシュフロー展開に係る運用支援業務を委託するものである。 当該モデルに係る著作権は同社に帰属しており他に開示することは不可能であることから、 本件に係る運用支援業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	5,292,000	5,292,000	100.00%	-	本期限前償還モデルに係る著作権は同社に帰属しており、他に開示することは不可能であることから、本件に係る運用支援業務を実施することができる同社との随意契約によらざるをえないものである。	1	
事務所賃貸借	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月27日	式会社	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務 を継続して実施する必要があることから、同社 と随意契約したものである。	27,522,816	賃料 1,536,496円/月 ほか	100.00%	-	すでに当該場所を事務所として利用 し、業務を継続して実施する必要が あることから、同社と随意契約したも のである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所 在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会 計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によ らざるを得ない 場合の根拠区 分	備考
総合住宅ローンシミュレー ションの保守	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月27日	スミセイ情報システム株 式会社 東京都新宿区西新宿6- 14-1	会計規程第25条第1項本件は、機構HPに掲載している総合住宅ローンシミュレーションの保守業務を委託するものである。本シミュレーションに関する権利は、機構独自のノウハウ等以外の一切の権利が開発事業者である同社に留保されている。保守業務を当該権利を保有する同社以外に委託することは不可能であることから、随意契約したものである。	1,436,400	1,436,400	100.00%	-	本シミュレーションに関する権利は、機構独自のノウハウ等以外の一切の権利が開発事業者である同社に留保されている。保守業務を当該権保する同社以外に委託するとは不可能であることから、随意契約によらざるをえないものである。	1	
平成25年度金融管理サ ポートシステムの保守運用 業務	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月27日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ・フィナンシャル・ソ リューションズ 東京都千代田区神田錦 町1-19-1	会計規程第25条第1項本件は、機構の金融管理サポートシステムの運用業務等の委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る運用業務等を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	6,295,800	6,295,800	100.00%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る保守運用業務を実施することができる同社との随意契約によらざるをえないものである。	1	
事務リスク管理システムに 係る保守管理契約	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月28日	東芝ソリューション株式 会社 東京都港区芝浦1-1-1	会計規程第25条第1項 事務リスク管理システムは、同社のソフトウェアを使用しており、使用許諾書上、第三者にソフトウェアの仕組み等を明らかにすることはできないことから、保守管理を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	2,436,264	2,436,264	100.00%	-	事務リスク管理システムは、使用許諾書上、第三者による変更が禁止されていることから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。	1	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月28日	有限会社トミシン 東京都練馬区石神井町 7-17-12	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,752,000	1,752,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月28日	個人情報保護法により非 公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,416,000	1,416,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月28日	多田建材株式会社 香川県高松市松並町 591-6	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舎として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,320,000	1,320,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
事務所清掃	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月29日	ファースト・ファシリティー ズ・ウエスト株式会社 大阪府大阪市中央区本 町4-4-24	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む 事務所ビル全体の清掃を行うこととされている ため随意契約したものである。	5,796,000	5,796,000	100.00%	-	契約相手方が、共用部分や他社の 持分を含む事務所のビル全体の清 掃を行うこととされているため随意契 約によらざるをえないものである。	19	
事務所賃貸借	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月29日	株式会社第一ビルディン グ 東京都中央区京橋2-4- 12		契約当事者間の 約定により非公表	契約当事者間の 約定により非公表		_	すでに当該場所を事務所として利用 し、業務を継続して実施する必要が あることから、同社と随意契約したも のである。	5	

	契約職等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所 在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会 計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によ らざるを得ない 場合の根拠区 分	備考
	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月29日	関電不動産株式会社 京都府京都市下京区塩 小路通烏丸西入東塩小 路町614	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務 を継続して実施する必要があることから、同社 と随意契約したものである。	契約当事者間の 約定により非公表	契約当事者間の 約定により非公表		-	すでに当該場所を事務所として利用 し、業務を継続して実施する必要が あることから、同社と随意契約したも のである。	5	
登記情報サービスの利用	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月29日	一般財団法人民事法務協会 東京都千代田区内神田 1-13-7	会計規程第25条第1項 機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。	14,333,990	利用料金 397円/件ほか	100.00%	-	機構業務の実施にあたり、当該情報 を提供することが可能な者から提供 を受ける必要があるため、同協会と の随意契約によらざるをえないもの である。	12	
	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月30日	有限会社精桜商事 愛知県稲沢市平和町嫁 振307	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,320,000	1,320,000	100.00%		当該借上宿舎は、人事異動に伴い 職員宿舎の借り上げが必要となり、 事務所に近接する当該物件を宿舎 として活用するため随意契約したも のである。	19	,
	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月30日	個人情報保護法により非 公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	2,880,000	2,880,000	100.00%		当該借上宿舎は、人事異動に伴い 職員宿舎の借り上げが必要となり、 事務所に近接する当該物件を宿舎 として活用するため随意契約したも のである。	19	,
	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年3月31日	株式会社アフリクション 熊本県熊本市中央区草 葉町1-25-1305	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,248,000	1,248,000	100.00%		当該借上宿舎は、人事異動に伴い 職員宿舎の借り上げが必要となり、 事務所に近接する当該物件を宿舎 として活用するため随意契約したも のである。	19	,

〔記載要領〕

- 1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」
- (※) 本表は、平成25年6月末時点の情報に基づき作成。